

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	福祉医療費助成事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宍粟市は、福祉医療費助成事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県宍粟市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費助成事業に関する事務
②事務の概要	<p>【事務概要】 宍粟市福祉医療費助成条例、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例、宍粟市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱、宍粟市少子化対策事業助成条例および宍粟市乳幼児等医療費助成事業実施要綱等に基づき、保険診療にかかる医療費の自己負担額と一部負担金の差額を助成する福祉医療費助成事業において、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>【特定時個人情報を使用する事務】</p> <ol style="list-style-type: none">福祉医療費助成事業受給者証の交付申請に基づき、条例等で定める受給要件の審査を行い、受給者証の交付決定を行う事務。福祉医療費助成事業受給者証の年次更新にあたり、受給要件の審査を行い、受給者証の更新を行う事務。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">福祉医療費助成システム団体内統合宛名システム中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費受給者情報ファイル、所得判定対象者ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第2項宍粟市個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項および別表第1第1項から第5項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ol style="list-style-type: none">番号法第19条第9号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条宍粟市個人番号の利用等に関する条例 第4条第2項および別表第2第1項から第5項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話番号 0790-63-3108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宍粟市市民生活部市民課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 電話番号 0790-63-3108

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

